

1 業務名

ケアラー支援関係機関職員等研修事業

2 業務の目的・概要

全てのケアラーとその家族等が孤立することなく暮らすことができる地域社会を実現するため、市町村におけるケアラーへの相談支援体制を強化することを目的として、地域包括支援センター職員、障害者相談支援事業所職員等を対象とした研修を行うとともに、地域におけるケアラー支援体制の構築を支援するためのアドバイザー派遣を行う。

3 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

4 業務の内容

ケアラー等からの相談に適切に応じることができる職員を養成するためケアラー支援研修を実施するとともに、地域におけるケアラー支援体制を構築するため市町村へのアドバイザー派遣を行う。

なお、本事業の効果的な実施方法等について検討するため、ケアラー支援に関し知見を有する者等による検討会議を開催し、その結果について道に確認を求める。

(1) ケアラー支援研修

ケアラー及びその家族等からの相談に応じる職員が、地域包括支援センターなど各関係機関と連携し、効果的に支援を行うことができるよう、次のとおりケアラー支援研修を実施する。

ア 研修内容

(ア) 開催分野 高齢者支援職員向け、障がい者支援職員向け、地域福祉関係職員向

(イ) 対象 道内の市町村職員、市町村社会福祉協議会職員、地域包括支援センター職員、介護支援専門員、相談支援専門員、地域づくりコーディネーター、生活困窮者自立支援相談員、民生委員及び医療従事者その他必要と認める者

(ウ) 開催地 14 振興局各管内において、分野ごとの研修開催を基本とする。ただし、研修効果を高めるための手法として、研修内容の一部に Web を用いることや、複数の分野又は振興局管内による合同開催を妨げるものではない。

(エ) 開催期日 契約締結の日～令和5年3月31日まで

(オ) 研修時間 4時間程度

イ 主な内容

次の項目を参考にカリキュラム案を作成するとともに、契約締結後は、検討会議により具体的なカリキュラムの作成や、講師の選定等を行う。

(ア) 基本的事項（ケアラー支援の必要性、道条例、国の動き など）

(イ) 早期発見及び相談支援体制の確保（関係機関の連携）

(ウ) ケアラー支援のための地域づくり

(エ) その他（ヤングケアラー、仕事とケアの両立、ダブルケア など）

ウ 受講料

受講料及びテキスト代は徴収しない。

エ アンケート

研修実施後は、受講者にアンケートを実施し取りまとめるとともに、可能な限り次回以降の研修会に反映するよう努める。

(2) アドバイザー派遣

各市町村が、既存のネットワークを活用し、地域の実態把握や課題検討を行った上で、地域の実情に応じた関係機関の連携強化や運営支援など、地域におけるケアラー支援体制を構築するため、有識者等のアドバイザー派遣を実施する。

ア 支援内容

次の項目を参考に、地域の実情に応じた支援を実施すること。

(ア) 市町村におけるケアラー支援体制の構築に向けた会議等への参加・助言

(イ) 市町村、関係機関及び支援団体間のネットワーク構築・連携強化に向けた研修会等の開催

(ウ) 地域住民や事業者等を対象としたケアラー支援のための地域づくりに向けた講演

(エ) その他市町村におけるケアラー支援体制の構築に必要と認められる支援

イ 支援回数 28回（1振興局あたり2市町村の実施を目安とする）

(3) 進捗状況の報告等

(1) による研修会の開催状況や(2)によるアドバイザー派遣の実施状況等について毎月報告するとともに、一連の事業終了後、道に実施結果を報告すること。

(4) その他

ア 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した実施に努め、実施方法を変更する場合は、道と協議すること。

イ その他の具体的内容については、別途、道及び受託事業者が協議の上決定するほか、採択された提案内容は、契約締結時に協議の上、修正・変更が加えられる場合がある。

5 予算上限額

14,114千円（消費税等を含む。）を上限とする。

ただし、本公募型プロポーザルは、令和4年北海道議会第1回定例会における予算の議決前に公告するものであるため、議決結果によっては、委託業務の内容及び予算上限額の減額又は事業中止となる場合がある。

6 プロポーザル参加資格

(1) 単体の企業（法人または個人を含む。）複数企業による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

(2) 次のいずれにも該当していること。なお、コンソーシアムにあつては、構成員の一部が次の要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

(ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

ク 道内に拠点をもつ法人又は個人であること。

## 7 手続き等

### (1) 担当部局

ア 名称 北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課地域支援係

イ 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目（北海道庁本庁舎 6 階）

ウ 電話番号（直通）011-204-5275 FAX 011-232-8308

### (2) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法等

ア 提出期限 令和 4 年 3 月 18 日（金） 午後 5 時（必着）

イ 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）

（持参の場合は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く、毎日午前 8 時 45 分から午後 5 時まで）

ウ 提出場所 (1) に同じ

エ 内容及び作成上の留意事項

別添「参加表明書作成要領」のとおり

### (3) 企画提案書提出期限、提出場所及び提出方法等

ア 提出期限 令和 4 年 3 月 29 日（火） 午後 5 時（必着）

イ 提出方法 (2) イに同じ。

ウ 提出場所 (1) に同じ。

## 8 企画提案審査の方法

(1) 参加表明を行い、参加資格があると認められた事業者から提出された企画提案の内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補とする。

(2) プロポーザルに関するヒアリング

企画提案書の内容についてヒアリングを実施する。日時及び場所については別途通知することとし、参加者数は 3 名までとすること。なお、企画提案者が 5 者以上となった場合は、提出があった企画提案書をもとに事前審査を行う場合がある。

## 9 企画提案の評価の基準

### (1) 事業者の業務遂行能力【40 点】

ア 全道規模で適切な講師の確保や研修開催事務等を実施する体制がととのっていること。(20 点)

イ 道が制定する条例やケアラー支援の推進に関連する諸制度について、十分な知識を有しているか。(20 点)

### (2) 企画提案の内容【60 点】

ア ケアラー支援全般に関することに加え、介護、障がい、医療など、幅広い知識に基づいた研修事業が企画されているか。(10 点)

イ 各カリキュラムにおいて、事業目的達成のために適切な講師が確保されている

- か。(20点)
- ウ 相談支援対応能力を向上させるための、効果的な研修プログラムが策定されているか。(20点)
- エ 研修の開催にあたり、多数の対象者の参加が可能であるよう配慮がされているか。(10点)

## 10 委託契約の方法等

### (1) 契約方法

随意契約

### (2) 契約の相手方の選定

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続き（公募型プロポーザル方式）による。

### (3) 契約の根拠

地方自治法施行令第167条の2第2号及び北海道財務規則運用方針第3節1-(2)

## 11 見積書の提出

プロポーザル審査会で選定された企画提案者には、別途当該業務に係る見積書の提出を依頼する。

## 12 その他留意事項

### (1) 委託費の概算払は、申請により行う。

### (2) 契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約をりこうしないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

### (3) 無効となる参加表明書又は企画提案書

参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合は、無効となる場合がある。

ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの

イ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件並びに委託条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 虚偽の内容が記載されているもの

カ 企画提案書のヒアリングに参加しなかったもの

キ 選定・非選定の通知

### (4) 企画提案事業者に対しては、選定・非選定の結果について通知する。

### (5) その他

ア 企画提案の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。

イ 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。

ウ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の提出及び差替え並びに追加資料の配付は認めない。

エ 公正性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表することができるものとする。

オ 企画提案の作成のため道から受領した資料について、道の了解なく公表・使用することは認めない。

カ その他委託業務の詳細については、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議して定める。